

十九八七	六	五	四	三	二	一	基づき、平成二十七年三月十六日	個人向け国債の発行等に関する省令（平成十四年財務省令第六十八号）第四条第十四項の規定による告示
払込利子の経過率	発行価格	振替単位	最低額面金	発行額	用等の法律及びその適	名稱及び記	年債の発行条件等を次のとおり告示する。	○財務省告示第百三十三号
(一) 年額面金額	平成二十七年三月十六日	する。整数倍の金額	額の記載又は記録による金額	額の振替法の規定による振替によるものと	以下「振替法」という。の規定の適用を受けるものとし、その規	個人向け利付國庫債券（固定社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第一項の適用を受けるものとし、その規	三年（第五十七回）（平成二十四年六月三十日）	財務大臣 麻生太郎
○・○五パーセント	五百円につき百円	日本円百円	日本円五百円	日本円一百二十億三千三百二十二億	日本銀行とする。その規	九年法律第二十三号（平成十四年六月三十日）	特別会計に関する法律（平成二十一年法律第二十三号）	個人向け利付國庫債券（固定社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第一項の適用を受けるものとし、その規
え、次の算式により算出した各取扱機関は、払込金額に加						三十一年法律第七十五号（平成二十四年六月三十日）	三年（第五十七回）（平成二十四年六月三十日）	個人向け利付國庫債券（固定社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一条第一項の適用を受けるものとし、その規

金額を第十五号に規定する期日に払い込むこととする。

$$\frac{\text{額面金額の総額} \times \frac{0.05}{100}}{365} \times \frac{1}{\text{ }} \quad \text{（年利）}$$

発行時において、その利子に係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額へただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額)を控除することができる。

平成二十七年九月十五日を支払期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支払期が銀行休業日に当たるときは、その翌営業日に支払う（以下、次号及び第十三号において規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 1}{100} \times \frac{1}{2}$$

十一
初期利子

十一
初期利子

毎年三月十五日及び九月十五日を支払期とし、各支払期において、その日以前六月間に属する利子を支払う。

十二
後の利子 第二期以

の 中 払 払 償 償
取 途 込 込 還 還
扱 換 場 期 金 期
い 金 所 日 額 限

(一) 平成三十一年三月十五日
額面金額百円につき百円
平成二十七年三月十六日
中途換金の買取りは、支店
八年三月十五日以後において行
うこととし、その後において行
次に区分に応じ、それぞれの算
式により算出した金額とする。
平成二十八年三月十五日か

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.05}{100}$$

初期利子支払期の6ヶ月前の日から発行日までの日数

365

(二) 平成二十八年九月十五日以

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - 利子に相当する金額
 $\times \frac{79.685}{100} \times 2$
前号による取扱いのほか、個人

中途換金の特例

第二十一条の四第一項に規定する特定障害者扶養信託契約の受益者及び所得税法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第五号）第三条の規定による改正前の相続税法第二十一条の四第一項に規定する特別障害者扶養信託契約の受益者が、死亡したときはその相続人が、又はその居住する市町村へ特別区を含み、地方自治法（昭和二年五十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市にあつては、当該市又は当該市にあつては、当該市又は当該市区域による救災救助法（昭和二年法律第一百八十八号）による救

十九

元利金支

助の行われる災害が発生し、当該個人にかかるつたときには当該個人向け国債を有する者が、平成二十八年三月十五日前であつても、当該個人向け国債の中途も換金を請求することができる。次の算式により算出した金額は、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十七年九月十五日から平成二十八年三月十五日前までの間の場合

面金額 + 経過利子に相当する金額 - (利子に相当する金額 × $\frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十七年九月十五日前の場合

面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)